

飲料水・プール水の水質検査業務委託仕様書

飲料水・プール水の水質検査業務委託(以下「業務」という。)については次のとおりとする。

1. 委託期間 契約の日～令和7年12月31日までとする。

2. 業務の内容

(1) 那覇市立小学校、中学校の飲料水・プール水の水質検査のための採水

※「採水方法」については別紙のとおりとする。

(2) 水質検査 ①飲料水検体数 63 ※各1回検査

②プール水検査数 57 ※別表のとおり

(プール水検査については、使用30日ごとに1回)

(3) 検査終了後は結果内容を問わず必ず検査実施後2週間以内に検査報告書を2部作成し、教育委員会及び当該校へ各1部ずつ提出する。(学校毎に検査が終了次第提出)

3. 業務の処理

(1) 検査方法及び検査基準等については、「学校環境衛生基準」、その他関係法令等によるものとする。

(2) 水質検査項目(「学校環境衛生基準」より)

①飲料水

遊離残留塩素、PH値、色度・濁度・臭気・味、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、一般細菌、大腸菌

②プール水

遊離残留塩素、PH値、濁度、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、一般細菌、大腸菌、総トリハロメタン、循環ろ過装置の処理水(濁度)

※総トリハロメタン、循環ろ過装置の処理水については年度初めの検査時のみ検査項目に含む。

(3) 採水にあたっては、あらかじめ学校及び教育委員会へ採水の日時を調整し、必ず学校職員または学校薬剤師立ち会いのもと採水を行うこと。

4. 再検査の実施

学校環境衛生基準に適合しない場合は、当該学校ならびに教育委員会と協議し、再検査を実施すること。その際に、採水時の条件などの適合しない理由に関する情報提供を当該学校の求めに応じて提供し、学校による水質改善対処後に再検査を行なう。再検査は3回まで行なうこと。再検査の検査報告についても上記2. の(3)による。

採水方法について

1. 飲料水

(1) 採水場所の選定

基本的には、児童・生徒の使用頻度が高くかつ高置水槽より一番遠い給水栓から採水する。
児童・生徒の使用頻度が高い給水栓の選定にあたっては、学校と協議のうえ決定すること。

(2) 採水方法

- ① 給水栓でしばらく放水し、配管内に溜まっている水を排水する。
 - ② 試薬等を使って遊離残留塩素濃度を測定する。
 - ③ 理化学的検査用のビンに採水する。(PH、有機物等)
 - ④ 細菌学的検査用のビンに採水する。(一般細菌等)
- ※ その際、給水栓をアルコール等で消毒し、汚染のないように注意すること。

2. プール水

(1) 採水場所の選定

- ① 試薬等を使って遊離残留塩素濃度を(プールの対角線を含む)3地点以上測定し、濃度が一番低いところの一箇所から採水する。

(2) 採水方法

- ① 理化学的検査用のビンに採水する。(PH、有機物等)
- ② 細菌学的検査用のビンに採水する。(一般細菌等)
※ その際、プール水面下約20cm付近の水を採水し、汚染のないように注意すること。
※ 採水は委託業者が行い、学校職員を立ち合わせ専門的に行うこと。
- ③ 循環ろ過装置の処理水(濁度)
※ 専用の採水栓から採取する。